

お 知 ら せ

みなさまには、日頃より当組合をご利用いただき厚くお礼申し上げます。
さて、当組合では各種規定を下記のとおり変更いたしましたのでお知らせ致します。

記

1. 主な変更内容

- (1) 盗難通帳、証書等による貯金等の不正払戻しについて、JAに過失が無い場合でも、個人のお客様ご自身の責任によらずに遭われた被害について、補てん請求できる旨を記載しました。
- (2) 払戻し・解約・書替継続時等、正当な権限を有することを確認するため、本人確認資料の提示を求めることがある旨を記載しました。
- (3) 規定の変更等があった場合には、店頭表示等の方法で公表することで変更できる旨を記載しました。

2. 変更実施日

平成21年3月1日より

3. 変更対象規定

普通貯金規定、普通貯金無利息型（決済用）規定、総合口座取引規定、総合口座（普通貯金無利息型）取引規定、貯蓄貯金規定、通知貯金規定、納税準備貯金規定、期日指定定期貯金規定、自動継続期日指定定期貯金規定、自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」規定（単利型）・（複利型）、自動継続自由金利型定期貯金（M型）「スーパー定期」規定（単利型）・（複利型）、自由金利型定期貯金「大口定期」規定、自動継続自由金利型定期貯金「大口定期」規定、変動金利定期貯金規定（単利型）・（複利型）、自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）・（複利型）、積立式定期貯金規定、財産形成積立定期貯金規定、財形年金貯金規定、財形住宅貯金規定、譲渡性貯金規定、定期積金規定、キャッシュカード規定、自由金利型定期貯金「メリットツー」規定、JAプラスL取引規定

4. 新規定の交付

平成21年3月2日（月）より、新しい規定を店頭に常備いたしますので、お持ち帰りいただきご一読下さい。

とぴあ浜松農業協同組合

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。